

## 秋田市公告

秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備に伴う基本・実施設計業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年12月4日

秋田市長 穂 積 志

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備に伴う基本・実施設計業務委託

#### (2) 業務内容

秋田南中学校と築山小学校、中通小学校の統合校を併設した小中併設校の整備に関する基本設計および実施設計（建築、構造、電気設備、機械設備、環境整備）業務

#### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年9月3日（木）までとする。

### 2 受託者の選定方法

#### (1) 方式

本業務の受託者選定は、公募型プロポーザル方式による。

審査委員会による審査の結果、合計得点（以下「得点」という。）が最も高い者を最優秀提案者として優先交渉権者に選定し、2番目に高い者を優秀提案者として次点交渉権者に選定するものである。得点が高同点の場合は、審査委員会の協議により最優秀提案者および優秀提案者を選定する。

市は、当該優先交渉権者を相手方として、基本・実施設計業務に関する契約締結の交渉を行う。

#### (2) 参加資格

本プロポーザルの参加要件は、アに掲げる要件を満たす単体企業又

はアとイに掲げる要件を満たす共同企業体とする。

共同企業体とする場合の構成員は、他の参加者ではないこと。

ア 単体企業又は共同企業体代表者

(ア) 秋田市に本社を有し、本市の建築関係建設コンサルタント業務に登録されていること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(エ) 参加表明書の提出期限から受託者決定日までの間において、本市の指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

(オ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上有すること。

(カ) 常勤職員を5名以上有すること。

(キ) 延べ面積3,000㎡以上（改築工事の場合は改築に係る部分の延べ面積）の公立の小・中・高等学校（秋田市内外を問わず）の新築工事又は改築工事に係る建築設計業務の元請実績があること。

（令和6年国土交通省告示第8号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」別添一第1項第一号および第二号における基本設計および実施設計に関する業務実績に限る。ただし、単独、共同企業体の受注形態は問わないものとする。）

イ 共同企業体の代表者以外の構成員

(ア) 上記ア(ア)から(エ)の要件を満たしていること。

(3) 技術提案書の評価基準

ア 事務所の実力

資格別技術者数、主要業務実績、同種・類似業務実績

イ 担当チームの能力

各技術者の資格・経験年数、総括責任者および建築担当主任技術者の主要業務実績

ウ 業務実施方針

業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に配慮する事項等

エ 下記の課題に対する提案内容

- (ア) 児童生徒および教職員のための学校づくりの考え方について
  - A 個別最適な学びや協働的な学びなど多様な学習活動に柔軟に対応できる空間づくりの工夫
  - B 小中連続した児童生徒の学びのつながりや異年齢交流、小中学校教職員の連携を意識した施設計画の工夫
  - C 児童生徒の成長、発達段階に応じた建築計画の工夫
  - D ワークショップの実施など、学校関係者の意見を聞きながら連携して学校づくりを進めていくための方策
- (イ) 機能性や耐久性を有し、経済性に配慮した施設整備の考え方について
  - A 近年の建築コストの上昇に対する工事費縮減に向けた方策
  - B 脱炭素社会の実現に向けた省エネやランニングコストの縮減、将来の設備更新や維持管理への配慮
- (ウ) 学校の地域連携に対する考え方について
  - A 災害時における学校活動の継続や避難所の開設等に配慮した施設計画の工夫
  - B 児童室の併設や屋内運動場の地域開放等に配慮した動線計画および施設管理上の工夫
- (エ) 施工計画について
  - A 限られた敷地内における工事ヤード確保や工事期間中の学校利用者および周辺地域への配慮など施工計画の提案

(4) 審査

参加者が提出する技術提案書の審査は、別に設置する審査委員会において行う。

3 日程

- (1) 第1回質問書の提出期限（資格要件に関する内容）  
令和6年12月11日（水）午後5時まで
- (2) 参加表明書の提出期限  
令和6年12月18日（水）午後5時まで
- (3) 技術提案書の提出要請  
令和6年12月下旬

- (4) 第2回質問書の提出期限（技術提案に関する内容）  
令和7年1月31日（金）午後5時まで
- (5) 技術提案書の提出期限  
令和7年2月28日（金）午後5時まで
- (6) プレゼンテーションおよびヒアリング  
令和7年4月中旬
- (7) 審査結果の通知  
令和7年5月上旬

#### 4 手続等

##### (1) 担当事務局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市教育委員会総務課  
TEL:018-888-5805、FAX:018-888-5804  
E-mail:ro-edmn@city.akita.lg.jp  
URL:<https://www.city.akita.lg.jp/>

##### (2) 各種関係資料の交付

各種関係資料は、秋田市教育委員会総務課ホームページからの入手を原則とする。また、希望者には担当事務局において直接交付する。（直接交付は、午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日および令和6年12月30日（月）から令和7年1月3日（金）までを除く。）

(3) 提出期限 上記3(1)から(5)に同じ

(4) 提出場所 上記4(1)に同じ

#### 5 その他

その他、詳細は「秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備に伴う基本・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル説明書」によるものとする。